

第13回災害対策本部員会議での知事的主要発言

- 本日15時現在で、死者が100人を超えた。この災害は、これまでにない未曾有の大災害である。先ほど、本県の災害危機管理アドバイザーの室崎先生からも、「想定を超えた災害であり、これまでの経験則を超えた大胆な対応が求められる」とのアドバイスをいただいた。
- こうしたことから、能登を救うために、県庁としての非常事態を宣言し、一部の職員に負担が掛からないよう、職員全員が災害対応を行う体制にすることとした。
- これまでも6市町に対しては、計12人のリエゾンを派遣するとともに、物資の搬送拠点である産業展示館においては、30人以上の体制を敷いてきた。また、政府側との調整役として西垣副知事をトップに20人規模のチームを編成している。
- これらの体制を強化することとし、例えば、奥能登6市町に県職員をローテーションを組んで、事務職・技術職まんべんなく各10人、合計で60人程度を派遣し、職員全員がこの災害に対応する体制をとることとした。
- 2次避難所としての被災地以外の旅館・ホテルの活用については、今、準備を進めており、さらにその前段階として、一旦、暖房や水・トイレのある、1.5次避難所としての「いしかわ総合スポーツセンター」に避難者を明後日にも収容することとしている。

その理由の1点目は、1次避難所の過密解消、2点目は、過去の大災害でも問題となった災害関連死対策、3点目は、

被災地の水道の問題。配管がズタズタになっており、復旧に結構な時間を要することにより、避難所または被災地での生活は、極めて困難を極めているとともに、感染症等を含めて健康状態の心配もある。このことは首長の皆さまにもぜひご理解をいただきたい。

- 特に、孤立集落、あるいは要支援集落がまだまだ多いことから、継続的に必要な支援を行って欲しい。

一方、本日、能登の孤立集落・要支援集落等の被災者の約80人が、小松市において受け入れていただくことが進められており、小松市には感謝申し上げたい。

- 被災者の方々の生活再建を支援する「被災者生活再建支援制度」については、本来であれば、住家の被害認定調査を経たうえで、被害世帯数が基準を満たすことが確定した時点で適用することとなっているが、本日、国において、被害認定調査を待たずに、特例的に制度の適用を認めることとした。

これを受け、県内全ての市町に、この支援制度、「中規模半壊以上、最大300万円」の支援を適用するとともに、県独自の支援制度、「半壊、最大100万円」も発動し、被災された方々の生活再建が進むよう、しっかりと取り組んでいく。

- 引き続き、被災地のニーズに寄り添い、国、県、市町、民間団体、NPO、関係機関と情報共有し、しっかり連携してプッシュ型で対応して欲しい。

- 能登方面へ向かう道路は、深刻な渋滞が発生し、救助・救援活動や物資の搬送に大きな支障を来している。おにぎりの消費期限切れの問題もある。

改めて、個人的なボランティアや不要不急の用事で能登に入ることは厳に控えていただきたい。

- 県民、被災者の皆さまに対しては、積極的に、分かりやすい情報提供を、是非お願いしたい。SNSも積極的に活用していただきたい。
- 県として、今般の地震に対して、特定非常災害の指定による被災者の権利利益の保全、激甚災害の指定による、いわゆる補助率の上乗せ、震災からの復興基金の設置を改めて総理や関係大臣にも要請していく。